

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

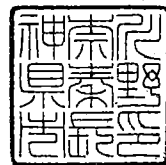
179,652円

2 賠償の相手方



令和8年7月31日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和8年1月22日（木）午後5時15分頃

(2) 発生場所

秦野市平沢182番地の5地先

(3) 事故の状況

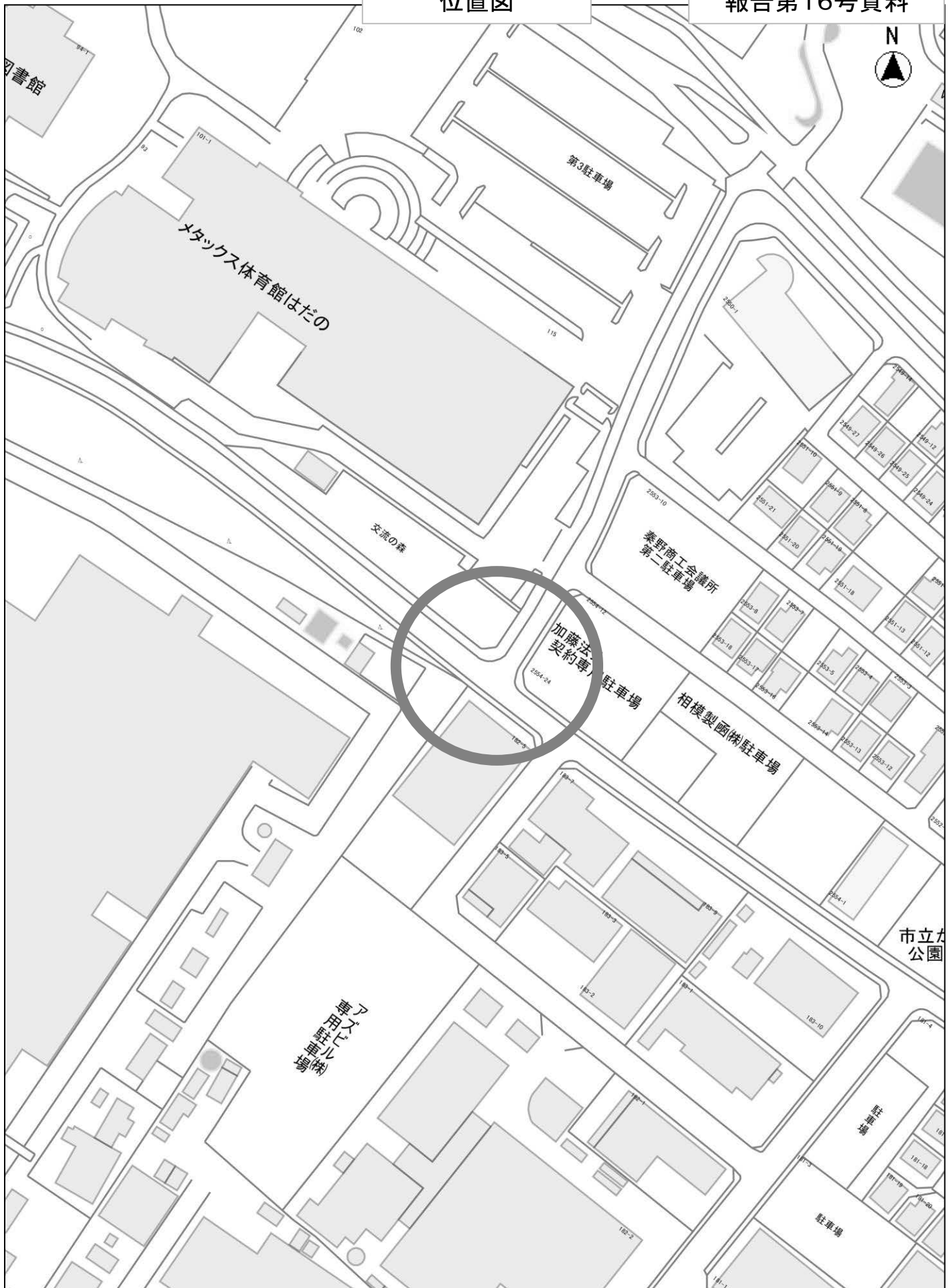
公共建築課職員の運転する公用車が、上記場所の丁字路を右折する際、左右の安全確認が不十分であったため、左側から直進してきた[REDACTED]さんの運転する普通自動車の右側後部に公用車の左側前部が接触し、双方の車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

右折時の安全確認不足

(5) 本市の過失割合

90パーセント



縮尺 1 : 1500

